

J R 東海労申第 2 5 号  
2 0 2 0 年 2 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

「新型コロナウイルス」感染防止に関する追加申し入れ（3）

会社は、平成 26 年 4 月に『東海旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画』（以下「対策業務計画」と記す）を策定している。この対策業務計画に関して以下の通り申し入れるので、誠意ある回答をすること

記

1. 今回のコロナウイルスは、会社が策定した対策業務計画に該当するのか会社としての認識を明らかにすること。
2. 国土交通省は「コロナウイルス感染症対策本部」を設置しているが、会社は「新型インフルエンザ等本社対策本部」を設置したのか明らかにすること。
3. 対策業務計画第 2 章第 2 節において「～その情報を迅速かつ適切に社内へ周知する」と記されているが、今回の事象についても同様の扱いをしているのか明らかにすること。
4. 対策業務計画第 3 章第 1 節において「事業の継続に不可欠な事項について予め定めておく」とあるが、予め定められた「不可欠な事項」を明らかにすること。
5. 対策業務計画第 3 章第 2 節 1 において「予め感染症予防物品の備蓄を行う」とあるが、備蓄の現状を明らかにすること。
6. 対策業務計画第 3 章第 2 節 2 において「必要な際は前項の物品の社員への配布を行う」とあるが、今時コロナウイルス対策として配布を行っているのか明らかにすること。
7. 対策業務計画第 4 章第 1 節 1 において「平素より、社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める」とあるが、これまでどのように周知してきたのか明らかにすること。

8. 対策業務計画第4章第1節2において「必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関わる訓練を行い」とあるが、今後の新型インフルエンザ等対策に関わる訓練計画について明らかにすること。

以 上